

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和7年11月

府省等名 最高裁判所

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「取組指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下のとおりとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、取組指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1) 令和7年度の取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和6年度実績等)
公共工事等のうち、施工能力評価型の公共工事	施工能力評価型の公共工事について評価項目を設定した。 公共工事における総合評価落札方式については全面導入。	約25.28億円

(2) 令和8年度以降の取組(令和7年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

① 令和8年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和6年度実績等)
公共工事等のうち、公共工事に関する業務	大企業・中小企業を含む建設業におけるワークライフバランス等推進企業の状況を踏まえて、段階的に対象業務を拡大できるかどうか検討する。	約27.66億円

② 令和9年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和6年度実績等)
	令和9年度以降、全面導入。	

(参 考) 取組指針対象想定事業規模見込(令和6年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名／法人名】における公共調達総額	568.4	1,913
取組指針対象想定事業規模	129.1	19
総合評価落札方式による事業	128.9	12
随意契約のうち企画競争等による事業	0.2	7

※取組指針対象想定事業規模見込については、令和6年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和6年度実績)	約0.07億円
--	---------